

(3) 大豆

麦、野菜等との輪作あるいは田畑輪換により、連作障害を回避する。
たい肥等有機物の施用により地力を向上し、根粒菌の活動を活性化させ、窒素肥料は最小限にとどめる。

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:0.6~1t/10a) ※ 土壌診断に基づくもの		
化学肥料低減技術	① 肥効調節型肥料施用技術 ② 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量 2.8kg/10a以下	4.0kg/10a
化学農薬低減技術	① 機械除草技術 ② 生物農薬利用技術 ③ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 ④ 天然物質由来農薬利用技術 ⑤ フェロモン剤利用技術	化学農薬使用回数(成分数) 10回以下	14回